

一やの低劣なる勞働條件 即ち生産費の最低限度までの切
下げがいかに輸斐産業の進展を促進しつゝあるかは多く
の事モ要する必要はないと思ふりである。

レクリト日本ノ政府及使用者カノの慘苦たる現実ニ目
モ塞キ何等国内的に此モ改善せんとする誠意と努力
モ示さずして徒らに國家的感情論より海外ト於ける日本
商團の不正競争攻撃論ト対抗しこれも以て我國之力の海
外進歩も阻止せんとする政治的陰謀なりと速断レ拳同
致以つてこれト當るべしと高唱する事に對て当然自己
の處すべき義務の実施一勞働條件の改善一モ故意に默
殺し居る事は尤無理法なりと云々逐々はならぬ。
故に日本労働組合會議第五回執行委員会はこの問題不
ついて右の如き態度をとる事を決定し第十八回国際労働代表
一行に對してはこの趣旨を實現すべき有ゆる現実の方策を壽
府に於てとるべき事を指令せんとするものである。

日本使用者は從來國內的問題として勞働條件の改善が論
議されるときかくする事は海外ト於ける我國の産業競
争モ不利ト成れる結果となり我國産業の海外發展モ阻止す
る自殺的行為なりと論ずるも常とす然るに今や日本産業
は破竹の勢も以て海外ト進歩し今日ト於ては從來と全般反
対ベ他産業國の脅威となりつゝある現状にあるに鑑みハ
我國労働條件を改善する事は國內的には産業國ト於ける勞
働力の適用モセーブレ将来當該發生するキのと考へラる、能
率低下モ未然に防ぐと同時に労資の和協的關係を促進、產
業平和モ確立することにて立つものであり他方國際的には日本
商團ハ採取労働の生産物に對する事を事實上にて立証した
と海外ト於ける求職者の全體まで多くとも少くとも各
種文化團体乃至労働團體をして我國の態度か不正我利を
うがむ事モ信せしむる事となるのである。

從つて我國政府當局及使用者側は労働側と共にこの方法とし
て現の處めハ努力すべきであるしかしその具体的方法とし